

## 関係助産機関及び施術機関の方へ

平成26年7月1日の生活保護法改正に伴い生活保護法の指定助産機関及び指定施術機関制度が見直されました。

### 1. 指定助産機関及び指定施術機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

#### (ア) 指定の要件（改正法第49条の2、第55条）

下記のいずれかに該当するときは、指定助産機関及び指定施術機関として指定されません。

- ・申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者が、指定助産機関又は指定施術機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・その他。

#### (イ) 指定の取消要件（改正法第51条、第55条）

下記のいずれかに該当するときは、その指定が取消され、又は期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止される場合があります。

- ・指定助産機関又は指定施術機関の開設者又は管理者が、禁固以上の刑に処せられたとき。
- ・指定助産機関又は指定施術機関が、不正の手段により指定を受けたとき。
- ・その他。

### 2. 不適切な事案への対応の強化

#### (ア) 過去の不正事案への対応（改正法第54条）

指定助産機関・施術機関の開設者であった者等についても報告徴収や検査等の対象となります。

#### (イ) 不正利得の徴収金（改正法第78条）

偽りその他不正な手段により施術の給付に要する費用の支弁を受けた指定助産機関・施術機関は、その返還するべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額が徴収される場合があります。

### 3. 指定事務について

#### (ア) 一宮市で指定助産機関及び指定施術機関の新規指定申請を行う場合

指定を受けようとする助産機関及び施術機関の開設者は、以下の書類を一宮市福祉部生活福祉課生活福祉グループまで提出してください。

- ① 申請書
- ② 誓約書（改正法第49条の2第2項第2号から第9号までに規定する指定の欠格事由に該当しないことを誓約する書類）
- ③ 免許書のコピー

申請書及び誓約書の書式は、一宮市のホームページからダウンロードできます。